

## 高知大学地域・世界つながり推進機構規則

令和8年3月17日  
規則第107号

最終改正 令和8年5月28日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第29条第1項の規定に基づき高知大学(以下「本学」という。)に設置する高知大学地域・世界つながり推進機構(以下「機構」という。)に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、その業務を通じて、本学における、地域と世界を架橋する大学機能の強化、地域社会、企業、自治体及び海外大学をつなぐ拠点機能の構築、大学のグローバル化と地域創生を同時に推進する仕組みづくり並びに組織を横断した教育・研究プログラムの創出に資することを目的とする。

(構成)

第3条 機構に、地域・世界つながり推進室、地域連携ユニット、国際連携ユニット及びグローバル教育ユニットを置く。

2 地域・世界つながり推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 機構は、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域連携ユニット

- ア 地域課題の解決に資する人材育成プログラムの構築と実行に関すること。
- イ 自治体研修職員等の受入れを通じた職員研修に関すること。
- ウ 公開講座等の実施に関すること。
- エ 地域と大学の往還を通じた持続的な地域課題の解決の実現に関すること。
- オ 地域運営組織づくり支援に関すること。
- カ 土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業に関すること。
- キ こうち未来創生イノベーションシステム事業に関すること。
- ク 地域のデジタルトランスフォーメーション(地域DX)推進に係る人材育成及び活動支援に関すること。
- ケ 高知県の地域課題の収集及び地域課題の解決に資する地域連携のモデル化に関すること。

ること。

コ その他機構長が必要と認めた事項に関すること。

(2) 国際連携ユニット

ア 外国の大学等との交流協定の締結及び連携推進に関すること。

イ 地域の国際化の推進に関すること。

ウ 外国人留学生等とのネットワークの構築に関すること。

エ 地方創生に資する国際協力に関すること。

オ 独立行政法人国際協力機構との連携に関すること。

カ 国際協力人材の育成に関すること。

キ 海外における学生の企業研修等に関すること。

ク 高知県における留学生の企業研修等に関すること。

ケ 国際戦略に関すること。

コ その他機構長が必要と認めた事項に関すること。

(3) グローバル教育ユニット

ア 留学生の派遣及び受入れに当たり必要な支援に関すること。

イ 留学生に対する日本語及び日本事情等の教育に関すること。

ウ 留学生に対する修学上及び生活上の指導助言に関すること。

エ 留学希望者の支援に関すること。

オ 学生の国際交流に関すること。

カ その他機構長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第5条 機構は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 基幹教員

(4) 兼務教員

(5) 研究国際部長

(6) 学務部長

(7) その他機構長が必要と認めた者

(機構長)

第6条 機構長は、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理する。

（副機構長）

第7条 副機構長は、理事（広報・基金・ウェルビーイング・事務組織改革担当）をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐する。

（ユニット長）

第8条 機構の各ユニットに、ユニット長を置く。

2 ユニット長は、機構長の職務を助け、ユニットの業務を掌理する。

3 ユニット長は、機構長が指名する者をもって充てる。

（副ユニット長）

第9条 機構の各ユニットに、必要に応じて副ユニット長を置くことができる。

2 副ユニット長は、機構長が指名する者をもって充てる。

（基幹教員及び兼務教員）

第10条 基幹教員及び兼務教員は、機構の業務を処理する。

（自治体研修職員）

第11条 機構に、必要に応じて自治体から受け入れる研修職員（以下「自治体研修職員」という。）を置くことができる。

2 自治体研修職員は、機構の業務を処理する。

3 自治体研修職員の受入れについては、機構会議の議を経て、学長が決定する。

4 自治体研修職員は、機構会議の議を経て、機構長が推薦し、学長が任命する。

5 自治体研修職員に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（機構会議）

第12条 機構に、機構会議を置く。

2 機構会議に関する事項は、別に定める。

（国際連携推進委員会）

第13条 機構に、国際連携に関する事項を審議するため、高知大学国際連携推進委員会を置く。

2 高知大学国際連携推進委員会に関する事項は、別に定める。

（国際交流支援事業委員会）

第14条 機構に、国際交流支援事業に関する事項を審議するため、高知大学国際交流支援事業委員会を置く。

2 高知大学国際交流支援事業委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第15条 機構に関する事務は、関係各課の協力を得て、研究国際部地域連携課及び学務部国際教育支援室において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月10日規則第4号)

この規則は、令和8年4月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

附 則 (令和8年5月28日規則第9号)

この規則は、令和8年5月28日から施行する。